

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 4年 7月 5日

国土交通省 自動車局貨物課長 殿

照会者 静岡日野自動車株式会社
富士営業所営業課 二見僚亮

住所 静岡県富士市田島 1-1

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的事実

Aは現在メーカーB社の配送員として、製品配送の仕事を行っている。

今後の展望としてAは個人事業主として独立、B社と運送請負契約を締結し自身の所有車輛での運送を計画している。

具体的行為として①B社製造工場若しくはB社保管倉庫からB社指定地への運送。②B社加工原料の購入先からB社加工工場若しくはB社保管庫への運送。③その他、B社より請け負った荷物の運送。を計画している。

B社から支払われる費用は、運送先ごとに定めた固定額に荷物重量（キログラムあたりで定めた固定額）及び付帯作業費（人件費等実費相当分）を含めたもの想定している。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

【見解】

具体的行為①②③いずれの場合においても貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受け

る必要があると考える。

【根拠】

受け取る費用の算定方法から見て、名目はいかにせよ「運賃」と捉えるのが一般的であり、有償運送行為であると捉えざるを得ない。

しかし一部では、請負方式であれば個人事業の範囲に限定し同条の「一般貨物自動車運送事業」に該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要がない。とする説もある。

自身である程度調べてみたが根拠となる法令・判例を確認することができず。ついては御省の見解及び判断を仰ぎたい。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

延期を希望しない。

5. 連絡先

電話 0545-52-6511

携帯 090-3857-7235

メール ryofutami@shiuoka-hino.co.jp

以上